

にちじょうせい かつ じ りつ し えん じぎょう り よう
日常生活自立支援事業のご利用については
 お近くの**社会福祉協議会**にご相談ください。

- 名護市社会福祉協議会 ☎ 0980-54-6565
- うるま市社会福祉協議会 ☎ 098-973-6549
- 沖縄市社会福祉協議会 ☎ 098-937-6322
- 宜野湾市社会福祉協議会 ☎ 098-893-6080
- 浦添市社会福祉協議会 ☎ 098-879-8358
- 那霸市社会福祉協議会 ☎ 098-857-4525
- 豊見城市社会福祉協議会 ☎ 098-856-2782
- 南城市社会福祉協議会 ☎ 098-917-5692
- 糸満市社会福祉協議会 ☎ 098-994-0563
- 宮古島市社会福祉協議会 ☎ 0980-75-3955
- 石垣市社会福祉協議会 ☎ 0980-84-2525
- 国頭村社会福祉協議会 ☎ 0980-41-5231
- 大宜味村社会福祉協議会 ☎ 0980-44-3800
- 東村社会福祉協議会 ☎ 0980-43-2544
- 今帰仁村社会福祉協議会 ☎ 0980-56-4742
- 本部町社会福祉協議会 ☎ 0980-47-6655
- 恩納村社会福祉協議会 ☎ 098-966-1193
- 宜野座村社会福祉協議会 ☎ 098-968-8979
- 金武町社会福祉協議会 ☎ 098-968-3310
- 伊江村社会福祉協議会 ☎ 0980-49-5104
- 伊是名村社会福祉協議会 ☎ 0980-45-2292

り よう し えん
沖縄県福祉サービス利用支援センター

〒903-8603 沖縄県那覇市首里石嶺町4-373-1 沖縄県社会福祉協議会内
 TEL 098-887-2028 FAX 098-884-3800 Email kenri@okishakyo.or.jp

ここが知りたい
 福祉サービス利用援助事業
 (日常生活自立支援事業)



あなたの安心・いきいき生活を応援します

- ホームヘルパーさんに来てほしい
- お金の支払いでいつも迷ってしまう
- 通帳などの大事な書類の管理が心配
- ▶ 利用のための手続きをお手伝いします
- ▶ 生活支援員があ手伝いにうかがいます
- ▶ 安全な場所にお預かりします



しゃかいふくしほうじん
社会福祉法人
 おきなわけんしゃかいふくしきょうぎかい
沖縄県社会福祉協議会

福祉サービス利用援助事業ってなに？

福祉サービスを利用したいけど、手続きの仕方が分からぬい。銀行に行ってお金をおろしたいけれど、自信がなくて誰かに相談したい。商品勧説の人が来たとき、どう対応したらいいか分からない。

普段の暮らしの中には色々な不安や疑問、判断に迷ってしまうことがたくさんあります。あなたが安心して暮らせるように、お手伝いする制度を「福祉サービス利用援助事業」と言います。

あなたのまちの社会福祉協議会（社協）が、福祉サービスの利用手続きや、金銭管理をお手伝いします。



誰でも利用できるの？

1

- 認知症の高齢者の方
- 知的障害のある方
- 精神障害のある方

など、福祉サービスの利用や支払いなどについて自分の判断で適切に行なうことが困難な方。



2

- 自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な方やお金の管理に困っている方



どんな人が利用できるの？

福祉サービスを使いたいが、どうすればいいかわからない方



介護保険関係の書類がたくさんくるけど、どう手続きしたらいいかわからない方



計画的にお金をつかいたいけど、いつも迷ってしまう方



最近物忘れが多くて預金通帳をちゃんとしまったか、いつも心配な方



福祉サービス利用援助事業はあなたの生活をサポートする事業です。

事例1 ホームヘルパーの利用と通帳管理のお手伝い

72歳のAさんは、ひとり暮らしで、最近では、部屋の片づけも一人では難しくなり散らかっている状況です。

さらに、「最近、物忘れがひどくて、通帳をどこに置いたか分からなくなる」と不安もあります。

訪問に来てくれた民生委員さんに、ホームヘルパーの頼み方や通帳の管理について相談し、社会福祉協議会を紹介してもらえることになりました。

専門員がAさん宅を訪れ、事業の目的やサービスの内容について説明してくれました。

サービスの内容は、福祉サービスの利用援助と、日常的な金銭管理、それと通帳や年金手帳などの書類等預かりサービスです。

月2回、生活支援員が訪れ、生活費をあろしてきてくれます。

また、郵便物などを一緒に確認してくれて、手続きが必要なものがあった場合には、専門員に報告してくれて、後日、専門員と一緒に手続きしてくれます。



事例2 日常的な金銭管理のお手伝い

Bさんは28歳で、ひとり暮らしをしながら地域の作業所に通っています。身の回りのことはほとんど自分でできますが、知的障がいがあるためお金の計算や、家賃などの支払いの優先順位を自分で考えながらお金を使うことが苦手です。

収入一家賃の支払い 電気代の支払い
食事代



作業所の職員の紹介で社会福祉協議会の福祉サービス利用援助事業を利用することになりました。

専門員と一緒に、1ヶ月の生活に必要な支出を書き出し、支払いの優先順位を決めました。必要な支払いをして残るお金の範囲で好きなものを買うことにします。

また、月1回、家賃の支払いを生活支援員が代わりに行ってくれたり、家電など高い買い物をしたいときに相談すると専門員に確認してくれます。

サービス内容

1 福祉サービス利用のためのお手伝い

- 福祉サービスについての説明
- 福祉サービスの利用・終了手続き
- 福祉サービスに関する苦情解決制度の利用援助

対応できないこと

施設への入所契約や、治療・入院に関する事、掃除・洗濯・買い物・介護・看護など

3 書類などの預かりサービス

お預かりできないもの

貴金属、骨董品、書画、宝石など

誰が手伝うの？

相談からサービスの提供にいたるまで各地域の社会福祉協議会で働く「専門員」と「生活支援員」が、あなたのところにうかがいます。

専門員とは…

相談を受け、支援計画の作成・契約までを担当します。契約後も、支援計画を変えたい場合や心配な点があれば、いつでも相談にうかがいます。

2 日常的金銭管理のお手伝い

- 家賃、公共料金、税金、医療費などの支払い
- 年金、手当などの受け取り
- 預貯金の出し入れ

対応できないこと

定期預金の契約や解約、不動産や預貯金の資産運用など

料金について

契約までの相談は無料です。契約後のサービスは料金がかかります。

利用料

1時間：1,200円
※以降、30分ごとに400円
(生活保護受給世帯は1回：400円)

交通費

1キロあたり：10円
※生活支援員がお手伝いの際にかかった距離

生活支援員とは…

契約内容にそって実際にお手伝い(支援)をする人です。

どうやって利用するの？

相談

身近な社会福祉協議会へ、ご相談ください。



訪問・面接

専門員が訪問し、お話をうかがいます。

支援計画の作成

お困りのことや、ご希望をお聞きしたあとご本人の意向を確認しながら支援計画を作ります。

契約

作った支援計画でよろしければ契約します。

サービス開始

契約(支援計画)に基づいて生活支援員があ手伝いします。
※利用料が発生いたします。



安心してご利用いただるために

契約締結審査会

契約の際に、利用を希望する方が契約の内容を理解できているか、専門員が判断することが難しい場合は、医師、弁護士、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門家にて構成されている契約締結審査会が判断します。

沖縄県運営適正化委員会

福祉や医療の専門職、また当事者団体や家族会の方々により構成される第三者機関の「運営適正化委員会・運営監視部会」が事業全体の運営を監視し、事業の信頼性を高めます。また、利用者からの苦情も受け付けます。

